

（別添 1）相談支援従事者の実務経験について

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）

以下のいずれかに該当する者を「実務経験者」とします。

- ・ イ の期間が通算して 3 年以上である者
- ・ ロ、ハ、ホ、ヘ の期間が通算して 5 年以上である者
- ・ ニ の期間が通算して 10 年以上である者
- ・ ロ ～ ヘ の期間が通算して 3 年以上、かつ ト の期間が通算して 5 年以上である者

※年数の算定…実際の業務に従事した日数が 1 年当たり 180 日以上で、かつ、業務に従事した期間が 1 年以上となります。

○業務の範囲について

相談支援の業務…身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

介護等の業務…身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

イ 平成 18 年 10 月 1 日において、（一）又は（二）に掲げる者であったものが、平成 18 年 9 月 30 日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- （一） 障害者総合支援法（以下「法」という。）附則第 26 条の規定による改正前の児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児相談支援事業、法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 4 条の 2 第 1 項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法第 4 条に規定する知的障害者相談支援事業の従事者
- （二） 法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 50 条の 2 第 6 項に規定する精神障害者地域生活支援センターの従業者

ロ （一）～（四）までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- （一） 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者
- （二） 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- （三） 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、生活保護法に基づく救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- （四） 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者

※ 1

①②

（社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、 ト に掲げる資格を有する者並びに（一）から（三）までに掲げる従事者及び従業者である期間が 1 年以上の者に限る。）

ハ (一) から (三) までは掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等**である者が、介護等の業務に従事した期間

- (一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- (二) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者
- (三) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

二 ハの(一)～(三)までは掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等**でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障がいのある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 **社会福祉主事任用資格者等**（下記①～⑤が該当）

- ① **社会福祉主事任用資格を有する者**
 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）
 - ・大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・社会福祉主事資格認定通信課程を修了した者 など（※証明できるものを添付）
- ② **相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者**
 - ・訪問介護（居宅介護）員2級、1級
 - ・介護職員基礎研修 など（※修了証書を添付）
- ③ **児童福祉法第18条の4に規定する保育士（※保育士証を添付）**
- ④ **児童指導員任用資格者**
 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条各号のいずれかに該当する者）
 - ・児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - ・大学の学部で社会福祉学・心理学・教育学若しくは社会学を修めて卒業した者
 - ・小学校・中学校・高校の教諭となる資格を有する者 など（※証明できるものを添付）
- ⑤ **精神障害者社会復帰指導員任用資格者**
 （障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当する者） （※証明できるものを添付）